

高額療養費の負担を軽減します。

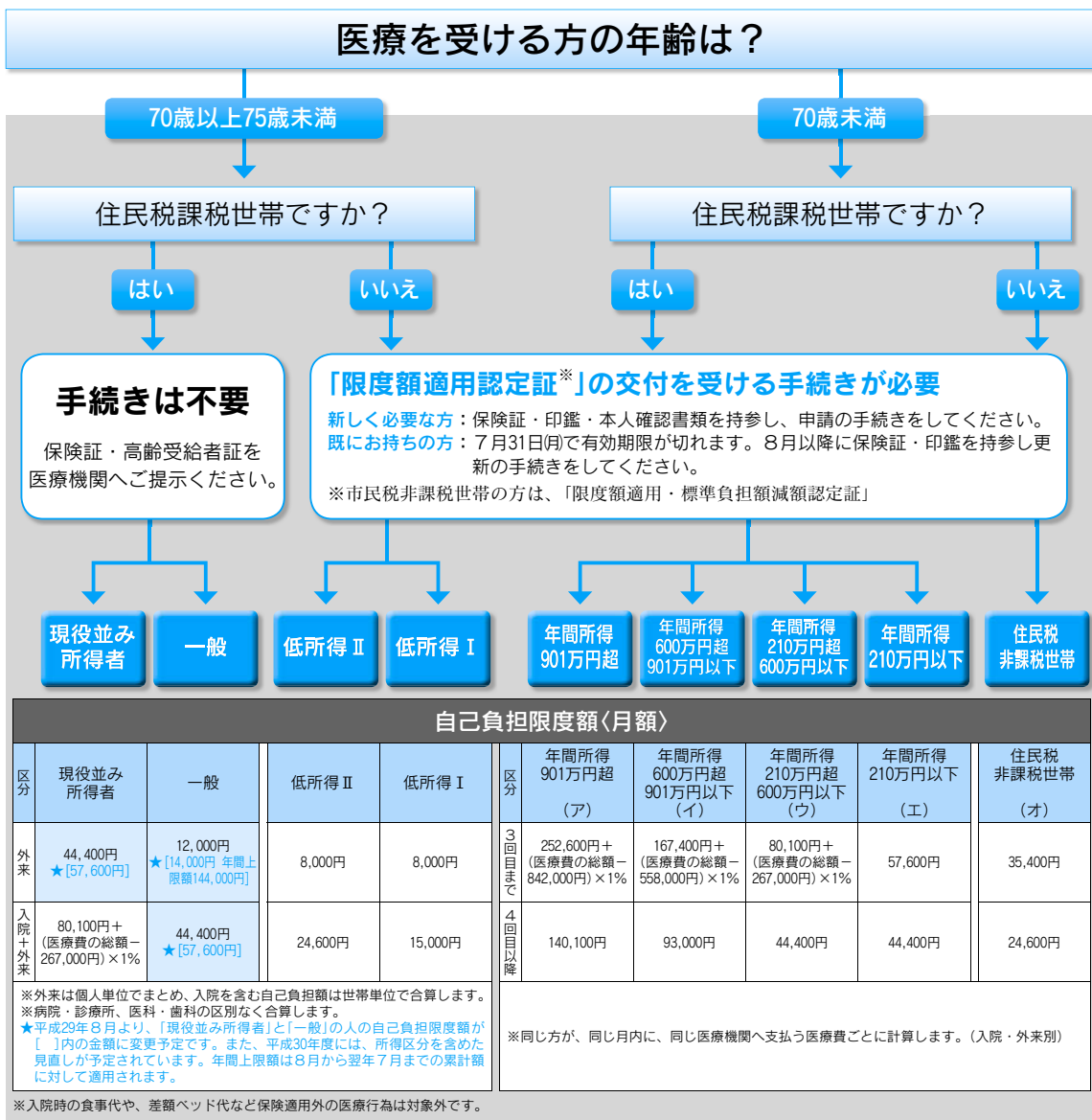
「限度額適用認定証」を提示することにより、一医療機関ごとの窓口での支払いが自己負担限度額までとなるなどの軽減制度があります。どの段階に該当するかご確認いただき、必要な場合は手続きをお願いします。

申請窓口 保険年金課 ☎25-15201

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082
荒川 ☎54-2395

大滝 ☎55-10101



後期高齢者医療保険にご加入の方へ

○保険証が更新されます

8月1日から新しい保険証(有効期限・平成30年7月31日)に切り替わります。新保険証は、7月中に郵送します。

なお、世帯の所得状況等により、毎年8月1日で負担割合の判定をしています。窓口負担(1割または3割)は、保険証に記載の負担区分をご覧ください。

○限度額適用認定証が更新されます

昨年度中に「限度額適用認定証」の交付を受けていた方で、平成29年度市民税非課税世帯の方は新しい認定証を郵送します。

新たに認定証が必要な方は保険証をご持参の上、申請の手続きをしてください。

後期高齢者医療保険料決定通知書を郵送します

平成29年度後期高齢者医療保険料決定通知書を7月中に郵送します。納付書が同封されている方は、金融機関等でお納めください。

それ以外の方は受給されている年金からの天引きか、登録いただいている口座からの引き落としとなりますので確認してください。

国民健康保険にご加入の70歳から74歳の方へ

○高齢受給者証が更新されます

8月1日からお使いいただける新しい高齢受給者証を7月中に郵送します。

お願い

古い保険証などは、ご自身で裁断処理するか、保険年金課、吉田・大滝・荒川総合支所の窓口または公民館へお返しください。